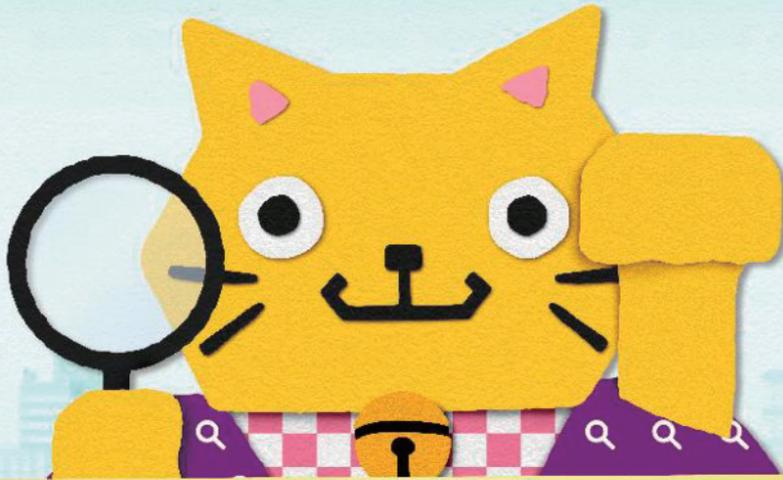


確認にゃん？

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



確認したら
申請にゃん！

25%もお得な
プレミアム付商品券

あなたは対象者？ 確認にゃん！

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる
子育て世帯



(申請が必要)

令和元年度の住民税
(均等割)が
課税されていない方



(申請は不要)

平成28年4月2日から
令和元年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯

カクニャン

お問合せ先

全国共通ダイヤル レッツ プレミアム
0570 -02-2036

午前9時から午後6時(平日のみ)
■IP電話からおかけの場合: 050-3538-4557
■FAXでお問い合わせの場合: 03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券

お問合せ先

津島市

電話番号: 午前8時30分から午後5時(平日のみ)

0567-22-3501

津島市プレミアム付商品券窓口
(津島市役所1階会議室)

「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・申請書は、津島市から購入対象者の方に個別に郵送します。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・**申請期間：令和元年8月中旬～12月27日**
- ※子育て世帯分については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、ご相談ください。



2 商品券の 購入引換券が 届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については、住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。



3 商品券を 購入する

- ・「津島市プレミアム付商品券窓口」（津島市役所1階会議室）で、
(平日の午前9時から午後4時30分まで、
10月のみ平日と土・日・祝日の午前9時から午後4時30分まで)
現金と購入引換券・本人確認書類を示し、商品券を購入してください。
- ・商品券は1冊5千円(販売額4千円)です。
1枚あたりの額面は500円で10枚綴りとなります。
- ・商品券は最大5回に分けて購入もできます。
- ・**購入可能期間：令和元年10月1日～令和2年1月31日**



4 商品券を 使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、津島市内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・**使用可能期間：令和元年10月1日～令和2年2月29日**
- ※商品券は、代理の方でも使用できます。
- ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
- ※お釣りはできません。



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

1 申請する 津島市役所1階会議室「プレミアム付商品券窓口」に申請書を提出する
(子育て世帯分は申請不要)

2 購入引換券が届く

3 購入する 津島市役所1階会議室「プレミアム付商品券窓口」に、現金と購入引換券・本人確認書類を示し、商品券を購入する

4 使用する 商品券を津島市内の使用可能な店舗で使用する



プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

令和元年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方
(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



おひとりにつき、
最大**2.5万円分**の商品券を
2万円で購入できます。

② 子育て世帯分

平成28年4月2日から
令和元年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯の
世帯主



お子さまおひとりにつき、
最大**2.5万円分**の商品券を
2万円で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、
2人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$
の商品券を、
4万円で購入できます。

非課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、4人とも**非課税者**の
場合

●「非課税者分」として**4人分**
●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 6人 = 15万円分$
の商品券を、
12万円で購入できます。

課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、**課税者**である
世帯主が家族(**非課税者**)を
扶養している場合

●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$
の商品券を、
4万円で購入できます。
※非課税者分は該当せず

よくあるご質問

○対象について

Q. 住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

- A.** 住民税は、給与等からの引き落とし、または市から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、市から送付される納税通知書や非課税のお知らせの有無などで確認することができます。
- なお、原則として令和元年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納税通知書の送付は、6月中旬までに行われています。

○申請や使用方法等について

Q. 申請書はどこで手に入るのでしょうか？

- A.** 申請書は、市では平成31年1月1日時点で住民票のある購入対象の方に個別に郵送しますが、申請受付が始まって申請書が届かない場合は、津島市プレミアム付商品券窓口へお問い合わせください。
- なお、子育て世帯分の商品券については申請は不要です。

Q. 商品券は全国共通で、どこでも使えるのでしょうか？

- A.** 市内の商品券使用可能な店舗のみです。
- 詳しくは津島市プレミアム付商品券窓口へお問い合わせください。

Q. 商品券を購入するとき、本人以外でも購入できますか？

- A.** ご本人（購入引換券に記載されている方）の代わりに別の方（例えば、ご家族、法定代理人等）による購入も可能です。
- その際には、窓口に来訪された方の本人確認を公的証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等）や有効期限内の社員証、学生証等を行うとともに、購入引換券に記載されている方との関係を委任状等の資料により確認を行います。

Q. 購入引換券や商品券を紛失した場合、再発行してもらえるのでしょうか？ また、商品券の使用期限が過ぎた場合、返金してもらえるのでしょうか？

- A.** 再発行はできません。
- また、商品券の購入後は返金もできませんので、使用期限内に使用するようご注意ください。

Q. 自分で買い物に行けないが、本人以外でも使えますか？

- A.** ご本人の代わりに別の方（例えば、ご家族、法定代理人等）が買い物に行く場合でも使っていただけます。

